

## (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

## (臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。